

平成30年度指名停止一覧

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
1	サム都市計画設計事務所	平成30年4月18日から平成30年9月17日まで (5箇月)	受注者の責に帰すべき事由により成果品の提出が遅れたことが契約違反に該当するため。 (世田谷区指名停止基準、別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1 第8号
2	鹿島建設株式会社 東京建築支店 大成建設株式会社 東京支店	平成30年5月8日から 平成30年11月7日まで (6箇月)	東海旅客鉄道株式会社(JR東海)が発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る各ターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定し、事前に見積価格等に関する情報を他の事業者連絡するなどし、共同して当該工事の受注に関して相互にその事業活動を拘束し遂行することにより、公共の利益に反して、競争を実質的に制限したとして公正取引委員会に刑事告発されたため。 また、社員等が上記に係る独占禁止法違反(不当な取引制限)の疑いで逮捕されたため。	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号 談合による逮捕又は起訴 別表第2 第5号
3	株式会社大林組 東京本店 清水建設株式会社	平成30年5月8日から 平成30年11月7日まで (6箇月)	東海旅客鉄道株式会社(JR東海)が発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る各ターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定し、事前に見積価格等に関する情報を他の事業者連絡するなどし、共同して当該工事の受注に関して相互にその事業活動を拘束し遂行することにより、公共の利益に反して、競争を実質的に制限したとして公正取引委員会に刑事告発されたため。	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号
4	東亜道路工業株式会社 前田道路株式会社 世紀東急工業株式会社 鹿島道路株式会社	平成30年5月11日から 平成30年8月10日まで (3箇月)	平成30年3月28日付で公正取引委員会が、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京港埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号
5	福田道路株式会社	平成30年5月11日から 平成30年11月10日まで (6箇月)	平成30年3月28日付で公正取引委員会が、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京港埠頭株式会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため	独占禁止法違反行為 別表第2 第4号

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
6	株式会社フジタ 東京支店	平成30年8月1日から 平成30年11月30日 (4箇月)	農林水産省東北農政局(以下「東北農政局」という。)が発注した複数の工事において、東北農政局OBの従業員を通じて、東北農政局職員に対し、技術提案書の添削又は技術提案についての助言をさせていたことについて、平成30年6月14日付で、公正取引委員会より、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第14項(競争者に対する取引妨害))の規定に違反する行為として、排除措置命令を受けたため。 従業員が国土交通省発注工事に関し、国土交通省から工事監督支援業務の委託を受けている会社の社長に賄賂を渡した疑いで、6月29日に兵庫県警に逮捕されたため。	独占禁止法違反行為 別表第2第4号 贈賄 別表第2第3号
7	大貴工業株式会社	平成30年11月12日から 令和元年6月11日 (7箇月)	受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったことが契約違反に該当するため。 「橋梁新設改良工事(補修)【給田三丁目26番から25番先(大川橋)】」 29世契土般第40号	契約違反 別表第1 第8号
8	株式会社石川設備	平成30年11月22日から 平成31年5月21日 (6箇月)	田中工業株式会社と建設共同企業体を結成し、「世田谷区立若林小学校改築空気調和設備工事」を受注、施工していたが、自社員(営業所における専任技術者)の退職により、当該工事に必要な専任技術者の配置が困難となった。 このため、当該工事を続行することが不可能となり、建設共同企業体から脱退することとなったため。 「世田谷区立若林小学校改築空気調和設備工事」 29世契設般第36号	不正又は不誠実な行為 別表第2 第14号
9	株式会社スズキ自販東京	平成31年1月15日から 平成31年7月14日まで (6箇月)	落札後辞退による。 平成30年12月18日、指名停止対象者が本件契約を落札したが、その後、事前に同等品申請承認手続きを経ず、また仕様書に記載された車両の納入はできないと申し出があり、契約を辞退したため。 「消防団資機材助成品(軽四輪貨物自動車)の購入」 30世契物公第125号	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
10	株式会社三裕設計事務所	平成31年1月30日から 平成31年7月29日まで (6箇月)	受注者の責に帰すべき事由により履行期限を延長したことが契約違反に該当するため。 「世田谷区立船橋東保育園改修工事に伴う実施設計業務委託」 29世契測公第30号	契約違反 別表第1 第8号
11	株式会社インターネット	平成31年2月21日から 令和元年7月20日まで (5箇月)	受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったことが契約違反に該当するため。 「狂犬病予防注射済確認票兼領収書等の印刷・印字、封入封緘及び発送作業委託」 30世契委随第378号	契約違反 別表第1 第8号
12	株式会社ジンダイ	平成31年3月18日から 令和元年9月17日まで (6箇月)	落札後辞退による。 仕様に対応する資格を持った警備員を配備できないと申し出があり、辞退となった。 31世契委公第89号	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2 第14号
13	株式会社メディカルランド	平成31年3月29日から 令和元年6月28日まで (3箇月)	履行辞退による。 遅延理由は、受注者の製作過程の遅れのため。 30世契委公第417号	契約違反 別表第1 第8号
14	岩片医療器株式会社	平成31年3月29日から 令和元年9月28日まで (6箇月)	履行遅延および契約解除による。 理由は、受託者納品予定の物品が東京測量所の検定に合格せず、納品できなくなったため。 30世契物公第94号	契約違反 別表第1 第8号